

商品概要説明書

財形年金貯金

(平成17年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・財形年金貯金
2. 販売対象	・満55歳未満の勤労者
3. 期間 (積立期間) (据置期間) (支払期間)	・5年以上 ・6ヵ月以上5年以内 ・5年以上20年以内 なお、支払開始日は満60歳に達した日以降の日
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日での作成貯金の種類	・預入は賃金からの定期的な天引きとします。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位 ・「期日指定定期貯金」とします。 ただし、年金元金計算日(支払開始日の3ヵ月前の応答日)までの期間が1年未満の場合「自由金利型定期貯金(M型)」 ・上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したのものとして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応答日を満期とする12口の「期日指定定期貯金」を作成します。 ただし、年金支払日までの期間が1年未満の場合「自由金利型定期貯金(M型)」
5. 払戻方法	・上記3の「支払期間」のとおり、年金として3ヵ月毎に払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。 A. 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率 B. 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率 ・預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金(M型)の場合 ・預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当組合所定の自由金利型定期貯金(M型)利率によって計算します。 ・上記5の「払戻方法」と同様、年金として組入貯金の満期日毎(3ヵ月毎)に支払います。 ・期日指定定期貯金あるいは自由金利型定期貯金(M型)の計算方法を適用します。 ・付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税での取扱いができます。

<p>9 .中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算(分割預入時の貯金が期日指定定期貯金の場合には1年毎の複利計算)した利息とともに払い戻します。 (1) 分割預入時の貯金が期日指定定期貯金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ・6か月以上1年未満 2年以上利率×30% ・1年以上1年6か月未満 2年以上利率×30% ・1年6か月以上2年未満 2年以上利率×40% ・2年以上2年6か月未満 2年以上利率×60% ・2年6か月以上3年未満 2年以上利率×80% (2) 分割預入時の貯金が自由金利型定期貯金(M型)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合 : 解約日における普通貯金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 : 約定利率×50%
<p>10 .貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11 .その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております。 ・満期日以後の利息は解約日または書替日における普通貯金利率により計算します。 ・年金支払開始日の3ヵ月前の応当日を年金元金計算日とし、契約期間が3年以上の場合は、年金元金計算日から溯って1年毎の応当日を特定日とし、預入日からの期間が2年超の期日指定定期貯金を合算して1口の期日指定定期貯金に自動継続します。